

知っていますか？

# 成年後見制度

成年後見制度は、認知症の高齢者の方や、知的障がい、精神障がいにより判断能力が十分でない方の財産管理や身上監護を、ご本人に代わって、法的に権限を与えられた後見人等が行い、安心して生活が送れるようにご本人の保護や支援を行う制度です。



特定非営利活動法人  
成年後見センターもだま



# 成年後見制度 こんな時に利用しましょう！

## 自分で財産管理ができないAさん

Aさんは統合失調症で入退院を繰り返しています。両親を亡くし、不動産を相続しましたが、本人は、その管理を行うことができません。そこで、遠方に住む叔父が、後見開始の審判の申立てを行いました。



司法書士が成年後見人に選任され、不動産の登記手続きとその管理、医療費の支払い等を行ってくれることになりました。

## 悪徳商法の被害にあったBさん

軽度の知的障がい者のBさんは、職場の同僚に紹介され、訪問販売で必要のない高額な化粧品を購入してしまいました。困った姉は、高額の商品を購入する場合は姉の同意が必要となるように、補助開始の審判の申立てを行いました。



姉が補助人に選任され、本人が姉の同意なく10万円以上の商品を購入したときは、契約を取り消すことが出来るようになりました。

## 身寄りのないCさん

Cさんは、夫の死後一人暮らし、子どもや兄弟もいません。体調をこわして病院に入院しましたが、認知症が重度のため、自宅に戻ることはできません。病院のケースワーカーが市役所に相談し、市長が後見開始の審判の申立てを行いました。



社会福祉士が、成年後見人に選任され、金銭管理や、施設への入所申込みを行ってくれることになりました。

## 将来の財産管理が心配なDさん

Dさんは将来に備えて、長男との間で任意後見契約を結んでいましたが、脳梗塞で倒れ、入院中に認知症の症状が現れはじめました。そこで、長男が任意後見監督人選任の審判の申立てを行いました。



弁護士が任意後見監督人として選任され、長男が財産管理や医療・介護の契約等の事務を行い、弁護士が監督することになりました。

## 成年後見制度とは…

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由により、判断能力が不十分な方々は、財産や金銭の管理、様々な法的手続きをを行う必要がある場合があります。また、よく判断できずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあう恐れもあります。このような判断能力が不十分な方々の財産や権利を保護し、生活を支援することを目的とした制度が**成年後見制度**です。

成年後見制度では、成年後見人等が本人に代わって契約などの法律行為をできるようにしたり、本人が成年後見人等の同意を得ないで行った法律行為を取消したりすることができます。

成年後見人等は、**財産管理**と**身上監護**の2つの職務があり、主に、次のような支援を行います。

**財産管理**とは、本人の財産を管理します。

- 本人の財産内容の把握、保管
- 年金の受領
- 生活費の支出やサービス利用料の支払いなどの金銭管理

**身上監護**とは、本人の生活や健康、療養に関する以下の職務を行います。

- 本人の居住の確保や生活環境の整備
- 介護保険や福祉サービス利用の契約締結
- 治療や入院等の諸手続き

成年後見制度には、**法定後見制度**と**任意後見制度**があります。

**法定後見制度**とは、本人が、すでに生活に必要な様々な判断を自分自身で行うことができない、あるいは不安があり、法律行為や財産管理をしづらい状態にある人が利用します。

**任意後見制度**とは、将来、認知症などで判断能力が衰えた時のために、受けたい支援の内容と、支援してくれる人（任意後見人）を決めておき、あらかじめ公正証書による契約をしておく制度です。

法定後見制度はご本人の判断能力の程度に応じて、**補助**・**保佐**・**後見**の3つに支援内容が分かれます。

	補 助	保 佐	後 見
要件	対象者の判断能力 精神上の障害（認知症・知的障害・精神障害等）により事理を弁識する能力が不十分な方	精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分な方	精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある方
	医師による鑑定 原則として不要	必 要	原則として必要
開始手続	申立権者 本人、配偶者、四親等内の親族、成年後見人等、成年後見人監督人等、検察官、任意後見受任者、任意後見人、市区町村長		
	本人の同意 必要	不 要	不 要
名称	本人 被補助人	被保佐人	成年被後見人
	保護者 補助人	保佐人	成年後見人
	監督人 補助監督人	保佐監督人	成年後見監督人
同意権・取消権	付与の対象 申立ての範囲内で家庭裁判所が定める特定の法律行為（民法13条1項所定の行為の一部）	民法13条1項所定の行為、及び申立ての範囲内で家庭裁判所が定める特定の法律行為	日常生活に関する行為以外の行為
	付与の審判 必要	不 要	不 要
	本人の同意 必要	不 要	不 要
	取消権者 本人、補助人	本人、保佐人	本人、成年後見人
代理権	付与の対象 申立ての範囲内で家庭裁判所が定める特定の法律行為		財産に関する全ての法律行為
	付与の審判 必要	必 要	不 要
	本人の同意 必要	必 要	不 要
成年後見人等の責務	本人の意思の尊重、本人の心身の状態及び生活の状況に配慮する義務		

# もだま

もだまは、こんな活動を行っています…

## 相談・後見受任活動

権利擁護・生活相談・・・日常生活における権利侵害等に関する相談をお受けします  
成年後見制度利用相談・・・成年後見制度の説明や利用に関する相談をお受けします  
成年後見制度申立支援・・・成年後見制度の申立てのお手伝いします  
法人後見受任・・・もだまが後見人を受任し支援します

## 啓発活動

講演会・研修会の開催・・・成年後見制度普及啓発の講演会・研修会を開催します  
・関係団体や施設等の研修会に講師として出向きます  
情報紙の発行・・・もだまの活動報告等の情報紙もだま通信を発行します

相談は…まずは、電話・ファックス・メールでどうぞ



Tel 077-598-0246

Fax 077-598-0888

eメール modama.npo@triton.ocn.ne.jp

秘密は厳守いたしますので、お気軽にご相談ください。

\* 相談無料 \*

### ◆相談時間◆

平日 9:00~17:00  
(土日祝・年末年始はお休みです。)

特定非営利活動法人  
成年後見センターもだま

〒525-0027  
滋賀県草津市野村8丁目5番19号  
サニーハイツピア105号室

